

## 鹿児島県の一畑作地帯における農民層分解

宮 田 育 郎

### On the Differentiation of Peasantry in a Certain Upland Farming District in Kagoshima Prefecture

Ikurō MIYATA

(Laboratory of Agricultural Economics)

#### は し が き

農地改革後における農民層の分化・分解を研究対象としてとりあげる問題意識の根底にあるのは、「日本農業の零細片所有に基づく零細農耕形態を揚棄する契機たるものは、農民層分解＝農民階層分化の展開それ自体のうちに形づくられるとしうるや否や」<sup>1)</sup>、いいかえるならば、農業内部において「農民層分解が、一般的に両極分解を実現するかどうか」<sup>2)</sup>という点である。

このような問題設定にたいして二つの意見があげられる。その一は、独占資本の農民支配・収奪を基本とする諸矛盾の段階では、「農民層分解の法則が両極分解の形として一般的に実現されなくなつた」<sup>3)</sup>という中農標準化ないし中農肥大化とする意見である。その二は、「独占資本の収奪は、農民層分解の阻止的要因であると共に、独占段階における農民層間の競争の激化を通じて分解を前進させる要因をもなしている。故に、独占資本による収奪から、この段階の農民層分解の性格を『中農肥大化』として把握する見解は、この農民層間の競争を、従つて独占資本の収奪が農民層に及ぼす諸影響の他の側面を看過したものといわなければならない。故にまた、独占資本の収奪それ自体は、農民層分解の性格(形態)を規定するものではなく、独占資本主義段階における分解の段階的特徴を規定するにすぎないのである。」<sup>4)</sup>、そして農民層分解の過程で「一時的には上昇する富農を生成せしめてゆくが、総体としては農民層の分解基軸が上昇し『農家経済における広汎な解体過程』が進行する。」<sup>5)</sup>したがつてまた、「上向分解(農業経営の上向的發展……筆者)も基本的方向としては、『資本家的農業経営』範疇の成立を指向しておらず、家族労作的経営の限界内にとどまつている」<sup>6)</sup>というような現段階における農民層分解は資本制生産の形成過程における古典的農民層分解＝両極分解——「小農耕者が農業企業家と農業労働者とにわかれていく過程」<sup>7)</sup>とは異なつた「両極分解」論の意見である。

以上のように、農民層分解の形態(性格)について、資本主義の段階論の問題として処理しようとする方法論については一考を要する<sup>8)</sup>点もあるが、農民層分解についての研究のなかで次の二つの事実が指摘されたことは意義があろう。その一は、農地改革後商品生産の展開と併行して農民層の分化・分解は促進され、農民層内部の矛盾は内攻的に深められてきたが、農業的に上向する農民即ち、中農上層から富農層も「資本家的農業経営」への転化をはばまれ、零細農耕形態を基本的に揚棄するところとなつていないという点である。その二は、「資本家的農業経営」への転化の困難性と表裏の関係にあるが、独占資本の異状な発達、工業と農業の不均衡をますます拡大し、その結果「農家経済における広汎な解体過程」<sup>9)</sup>が促進され、大多数の農民が零落化＝プロ化へ近接して農外賃労働者(プロ化あるいは農家の広範な兼業化)を生成した。とりもなおさずそれは、農業生産における賃労働者層の形成がはばまれていることである。

こうした一般的農業発展の事情のなかで、限界地農業とよばれる鹿児島県畑作農業の商品生産の発展の形態＝農民層の分化・分解の形態・性格は、どのように把握され、特徴づけられるのかという

ことが本稿の主要な問題意識である。その問題意識を明らかにするために、農地改革後とくに昭和30年以降の日本資本主義の高度成長期に著しい農業発展を示した一畑作（茶業）地帯を選び、そこでの農民層の分化・分解の形態・性格を考察しようとするのが本稿の課題である。

とくに、農民層の分化・分解を考察する対象として茶業地帯を選んだのは、次の理由による。農業においても同じことであるが、資本主義の歴史的発展においては二つの契機がみられる。「(→) 直接的生産者の現物経済の商品経済への転化；(⇐) 商品経済の資本主義経済への転化」<sup>10)</sup>がそれである。(→)の形態は早くから転化されていたが、(⇐)の契機へと発展するにいたらなかつた。ところが、茶業という特殊な作物が導入されるや、(→)の契機から(⇐)の契機へ形式的あるいは現象的には移行するのである。この(→)から(⇐)への移行をもつてただちに、茶業経営を「日本農業における資本主義の発達」の指標とみたり（神山英夫）、「地主富農経営の成長」である（阪本楠彦）としてきたことについては批判がなされているわけであるが<sup>11)</sup>、その批判は、茶富農の頭打ちの現象を農家の意識および茶富農のエージェントへの変容に重点をおいて、茶の内在的法則性からの茶富農頭打ちの規定ではなかつた。本稿では形式的にしる、あるいは現象的であるにせよ、(→)から(⇐)への移行のなかでみられる農村内部の生産関係の変動（農民層の分化・分解）を明らかにするために、茶業はもつともよくそれを把握することができるからである。

また、紅茶は独占資本の支配のもとにおける農民経済の基本的特徴をいつそうはつきりとしめしており、その作物の特性からして、最近鹿児島県のいたるところで、弱く、そしてたしかめ難い形態でおこっている農民の動向を、まるで拡大鏡で見るとにわれわれにしめしてくれるからである。

以上のような視点からの農民層分化・分解の問題を具体的に把握するために、薩摩半島の純畑作地帯（平坦部）である川辺郡知覧町を対象として、そのなかの西垂水部落41戸の純農家（総戸数でもある）について戸別実態調査を実施した<sup>12)</sup>。本稿はそれに基づく分析である。

## I 章 調査部落総農家視点からの農民層の 分化・分解の考察

### 1. 昭和20～38年階層別農家構成

本節では農民層の分化・分解の指標である階層別農家構成がどのように推移してきたかを第1表を中心にして検討しよう。

#### i) 昭和20～25年までの農地改革期。

この期間は「上から」の農地制度変革期であり、生産力は戦前の寄生地主制および戦争の打撃によつて未発達な段階であつた。終戦による農村への人口帰属は過剰人口を形成し、経済インフレによる混乱期を特徴とする。この期間に農家総数は39戸から44戸に増加しているが、その増加分は新設農家（分家）によるものである。増加分の農家を生み出したものは3町以上層の旧地主層であつた。そしてこの期間の階層別農家数の変動をみると、5反未満層および3町以上層の二階層では農家数は減少し、5反～1町、1町5反～2町層の二階層では農家数の増加となつた。5反未満層の減少は脱農とⅡ階層への上向化によつてもたらされ、3町以上層の減少は前述したように分家によつてⅢ・Ⅳ階層へ2～3落層したためである。5反から1町層の増加は新設農家とⅠ階層からの上向化とⅢ階層からの落層によつてつくられ、1町5反～2町層の増加は新設農家とⅢ階層からの上向化、Ⅴ・Ⅵ階層からの下向化によつてつくられた。即ち、零細農の一部上向化と1町～3町層の上・下向化、4～5町の地主経営が2～5つに分割（分家）\*されることによつて、5反～2町階層に集中する、いわゆる

\*分家が農民層の分化分解の阻止的条件であることについては稿を改めて論述する。

「中農」化が形成されたということが、この時期の特色であつたといえる。そのことは、その後における農民層の分化・分解のたちあがりをいちじるしくおそくしたわけである。

ii) 昭和 25～30 年までの経済自立期

この期間は農地改革の終了とともに、商品生産への取り組みが始まつたが、農業経営は購入資材お

第 1 表 昭和 20 年～38 年 時期別階層別農家構成の変化

経営面積階層区分		～5反 I	5～10反 II	10～15反 III	15～20反 IV	20～30反 V	30反以上 VI	離 農	計
		〔25 年〕							
〔20 年〕	新 設	0	1	3	2	0	0	—	—
	～5反 I	3	2	0	0	0	0	1	6
	5～10反 II	0	6	0	0	0	0	0	6
	10～15反 III	0	3	6	2	1	0	0	12
	15～20反 IV	0	0	1	4	1	0	0	6
	20～30反 V	0	0	0	1	4	1	0	6
	30反以上 VI	0	0	2	1	0	0	0	3
	計	3	12	12	10	6	1		44 / 39
		〔30 年〕							
〔25 年〕	新 設	0	0	0	0	0	0	—	—
	～5反 I	3	0	0	0	0	0	0	3
	5～10反 II	2	7	2	1	0	0	0	12
	10～15反 III	0	0	8	4	0	0	0	12
	15～20反 IV	0	0	3	4	3	0	0	10
	20～30反 V	0	0	1	0	4	1	0	6
	30反以上 VI	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	5	7	14	9	7	2		44 / 44
		〔35 年〕							
〔30 年〕	新 設	1	0	0	1	0	0	—	—
	～5反 I	3	0	0	0	0	0	2	5
	5～10反 II	1	2	3	1	0	0	0	7
	10～15反 III	0	4	8	1	0	0	1	14
	15～20反 IV	0	0	0	4	5	0	0	9
	20～30反 V	0	0	0	1	5	1	0	7
	30反以上 VI	0	0	0	0	1	1	0	2
	計	5	6	11	8	11	2		43 / 44

		〔38 年〕							
〔35 年〕	新 設	0	0	0	0	0	0	—	—
	～ 5 反 I	2	1	0	0	0	0	2	5
	5 ～ 10 反 II	0	5	1	0	0	0	0	6
	10 ～ 15 反 III	0	1	9	1	0	0	0	11
	15 ～ 20 反 IV	0	0	0	7	1	0	0	8
	20 ～ 30 反 V	0	0	0	0	10	1	0	11
	30 反 以上 VI	0	0	0	0	0	2	0	2
	計	2	7	10	8	11	3		41 / 43
		〔38 年〕							
〔30 年〕	新 設	0	1	0	1	0	0	—	—
	～ 5 反 I	1	0	0	0	0	0	4	5
	5 ～ 10 反 II	1	2	3	1	0	0	0	7
	10 ～ 15 反 III	0	4	7	2	0	0	1	14
	15 ～ 20 反 IV	0	0	0	4	4	1	0	9
	20 ～ 30 反 V	0	0	0	0	6	1	0	7
	30 反 以上 VI					1	1	0	2
	計	2	7	10	8	11	3		41 / 44

資料：昭和 38 年 12 月 戸別調査による。

よび販売農産物の面から価格変動の影響を受けるようになり、生産力の変革が微弱ながら起りはじめたことを特徴とする。この期間における階層別変動をみると、前期間において減少した 5 反未満層および 3 町以上層がこの期間には増加に転化し、逆に前期間に増加した 5 反～1 町層が減少に転化した。5 反未満層の増加は II 階層からの下降（経営主の病気および日雇職場での事故死）によるものであり、2 町以上層の増加は IV 階層からの上向化であり、中農層における耕地規模——商品生産の展開——の意欲をしめしはじめたことを意味する。ここに農家構成からみた農民層分化・分解の端的躍動がみられるのである。また、この期間には、中農層は飛躍的な上向化を成し遂げようとして土地投資だけではなく、個人営業——骨粉製造・雑貨商等に資本を投下したり、また養鶏の多頭飼育（2000 羽）を試みたりしたものもいたが、いずれも、経済の景気変動や卵価の暴落により、また不慣れた経営管理のまずさによつて失敗し、中農層には分不相応な借金を背い込んで下向化の運命を辿ることとなった。

### iii) 昭和 30～35 年までの高度成長期

この期間は日本経済が戦後段階から脱皮して飛躍的な成長をなし、それとともに農業と工業の所得格差が著しく開いた時期である。農業においては、商業的作物の導入および展開がみられ、一方では農業労働力の農外流出あるいは兼業化が進行することを特徴とする。この期間になつてはじめて在来農家 3 戸が脱農して農家戸数 44 戸が 43 戸（新設農家 2 戸）に減少した。この期間における階層別農家変動をみると、1 町以下層の停滞、1 町～2 町層の減少、2 町以上層の増加がみられる。5 反

未満層の停滞は、脱農戸数が2戸あつたが、Ⅱ階層からの下向および新設農家の増加によるものであり、5反～1町層の停滞は、この階層からⅢ、Ⅳ階層への上向化はあつたが、Ⅲ階層からの大量落層によつてもたらされたものである。それは前期にⅣ階層からⅢ階層へ落層した「事業」失敗組がこの期間もひきつづいて落層したものである。2町以上層の増加はⅣ階層からの半分以上の農家数上向化によつてもたらされたものである。つまり、この期間において、(ii)期にみられた中農層の落層と中上層農の停滞が、落層と上向化を顕在化して下向と上向運動をしめした。中農層の下向化によつて零細農は増加するはずであるが、極零細農の脱農が現われて、下層農家数が停滞化することとなつた。即ち、下層農は賃労働者への転化の一時の宿として農業に滞留したのである。

#### iv) 昭和35～38年までの高度成長期

この期間は日本経済にひずみが生じ、景気後退の要因を現わしはじめるのであるが、依然として高い成長を続け、農村からの労働力流出は高く、一方農業生産も商業的展開を著しくしてくるが、貿易自由化および価格変動によつて大きく打撃を受けることを特徴とする。この期間の階層別農家変動をみると、(iii)期間に起つた階層別農家変動の傾向が、明確な姿をとるにいたる。5反未満層はひきつづく脱農によつて激減し、1町5反以上層は微弱ではあるが上向化している。この期間はむしろ上向化よりも滞留化した零細農の脱農化が、特徴づけられよう。

昭和30～38年までの高度成長期における階層別農家数の変動を要約すると、つぎのようになれる。昭和30年時には5反未満層は5戸であつたのが、昭和38年にいたる9カ年間に4戸が脱農して1戸となり、途中新設農家がくわわつて2戸となつた。1町～2町層の中農層は、昭和30年時には23戸であつたのが、昭和38年には18戸に減少し、逆に2町以上層の上層農家は、9戸から14戸に増加した。この現象は明らかに中農層の分解によつて上向化と下向化が起つていることを、しめしており、下向化はそのまま農村の零細農として留まらないで、農外へ流出してゆくので、農民層分解によつて当然強められるべき農村内部の生産関係は弱められているといえるのではないか。とはいつても、それは、上層農と下層農の生産関係が現われていないということではない(この点について後述する)。

## 2. 土地移動と農家の性格

本節は1節で考察した階層別農家数の変動を具体的に裏付けるために、土地の階層別移動とその移動した土地の農家主体の性格を明らかにする。

農地改革後10カ年にわたる土地売買移動と、その間昭和32年に実施された交換分合の実績を経営面積階層でとらえたのが第2表である。

この表でも示されるように、1町5反以下層は土地の購入面積よりも売却面積の方が大きく、土地面積の縮少を辿つてきた。その典型は5反未満層で、ここでは土地の購入は見られず、売却だけで出方である。まさに、この階層は脱農への道の“小屋住い”といえよう。5反未満層の零落現象は1、2の農家を除けば5反～1町層にも現われている。1町～1町5反層は土地売買の差は全体としてはマイナスであるが、土地を売る農家と買う農家が現われ、そのなかで、土地を売る農家がやや多いことを示している。1町5反以下層の土地売り面積が買い面積よりも多いのに比べて、1町5反以上層は土地の購入面積の方が売却面積よりも大きく、土地拡大を指向していることがわかる。その典型は3町以上層であり、そこでは土地の売却はなく、土地の購入一方だけである。5反未満層の対極である。3町以上層と5反未満層が土地増加と減少の両極であるとすれば、2町～3町層と5反～1町層もまたその両翼である。1町5反～2町層は土地購入も多いが、土地売却も多く、そのなかで土地購入の方が強い階層である。以上の階層別土地売買の動向を要約すると、1町以下層では土地売

第 2 表 土地売買移動及び交換分合差 — 1 戸当り —

		5 反未満			5 ～ 10反			10 ～ 15反			15 ～ 20反			20 ～ 30反			3 町以上		
		入	出	差	入	出	差	入	出	差	入	出	差	入	出	差	入	出	差
土地 売買 交換 差	昭和26～35年	—	36.5	△36.5	1.7	44.6	△42.9	15.3	20.0	△4.7	51.4	14.1	37.3	50.3	6.6	43.7	25.5	—	25.5
	昭和36～38年	—	—	—	3.0	2.3	0.7	4.0	—	4.0	1.6	—	1.6	5.2	1.9	3.3	42.5	19.0	23.5
	小計	—	36.5	△36.5	4.7	46.9	△42.7	19.3	20.0	△0.7	53.0	14.1	38.9	55.5	8.5	47.0	68.0	19.0	49.0
	昭和 32 年			△ 0.5			△10.4			9.5			7.4			0.8			22.5
	合 計			△37.0			△52.6			8.8			46.3			47.8			71.5

- 備 考 1) 土地売買移動は昭和 38 年 12 月聴取り調査による。  
 2) 交換分合は今回聴聴調査と「農地等の交換分合計画書」知覧町農業委員会とによる。  
 3) △印は売買および交換分合による 1 戸当りの減少を示す。  
 4) 経営面積規模別階層は昭和 38 年 12 月聴取り調査時点の階層であり、土地売買入・出・差は期間における移動結果である。

- 注 (1) 分家によつて上層農は 1 階層から 2 階層・落層する場合もあるが、10 年前後経過するとまた上層農へ上昇復帰する。分家は 1 町 5 反以上層において行なわれ、1 町 5 反以下層の分家人は流出（離村）している。

却の方へ指向し、2 町以上層は逆に土地購入の積極性を示している。その中間に 1 町～2 町層の土地売却と購入をやる農家が交錯して存在している。土地移動のこのような実態は、この部落の農家を 1 町以下層の下層農と 1～2 町層の中農層、2 町以上層の上層農の三つに分類することができる。そして 1～2 町の中農層には上向化と下向化の農家を含んでいることから、この階層は調査地における農民層分化・分解の基軸であるといふことができる。このことは、(i) 項で確かめた階層別農家変動の結果と一致している。土地移動と同じく交換分合についても、1 町以下層は、交換分合の実施によつて面積を縮小している。逆に 1 町 5 反以上層は面積を拡大している。零細農は労働力流出によつて経営が困難となり、なるだけ家の近くだけに耕地をしぼつて、遠いところは手離すという傾向があるが、上層農は少々遠くても一カ所に集団化できれば、労働力と機械にものをいわせて集めるといふ傾向がある。交換分合はそのようにして農民層の分化をもたらし、その後の農民層の分化・分解を促進したのである。

経営面積による階層視点から離れて、土地面積が増加した農家と減少した農家はどのような性格の農家なのかという点をつぎに考察しよう。

第 3 表は昭和 30 年から 38 年にたいする間に経営面積の増減した農家を専兼別・旧地主・自小作別・本家・分家別にみたものである。

昭和 30～38 年の間に経営面積が増加した農家 22 戸、減少した農家 15 戸、増減のない農家 2 戸となつており、部落全体としては増加農家の方が減少農家より多くなつている。この状態をまずはじめに、専兼別によつてみることにする。専業農家では増加農家 10 戸、減少農家 4 戸、不変農家 2 戸であり、部落全体の増加農家の半分近い戸数がこの専業農家である。兼業農家のうち、自営兼業では増加農家 5 戸、減少農家 1 戸となつており、その他兼業（共同紅茶工場役員兼業）では増加農家だけであり、賃労働兼業でも増加農家 3 戸、減少農家 2 戸となつている。これらの兼業農家では減少した農家より増加した農家の方が多いが、日雇農家では減少農家 8 戸、増加農家 2 戸と逆に経営面積の減少した農家の方が多くなつている。かくて、昭和 30～38 年の期間に部落全体の経営面積増加傾向のなかで、専業農家および自営兼業・役員兼業および固定的賃労働農家では規模拡大の前進姿勢にあるが、日雇農家では後退・零落姿勢にあるといふことができる。ここでの日雇農家（1 町以下層の零細農）は「完全離農までの仮の宿として農業者であるにすぎない」<sup>13)</sup>。

第 3 表 昭和 30~38 年間の経営面積増減農家の性格

	十 農 家	一 農 家	不 変 農 家	計	%
専 業 農 家	10	4	2	16	100.0
兼業農家 { 自賃そ日 営勞の 業者他雇	5	1	—	6	100.0
	3	2	—	5	100.0
	2	—	—	2	100.0
	2	8	—	10	100.0
計	22	15	2	39	
本 分 家	12	11	1	24	100.0
	10	4	1	15	100.0
計	22	15	2	39	
耕 作 地 主	10	6	1	17	100.0
自 小 作 農 家	3	2	1	6	100.0
	7	7	—	14	100.0
	2	—	—	2	100.0
	計	22	15	2	39

資料：昭和 38 年 12 月戸別調査による。

注 1. 部落戸数は 41 戸であるのに、対象農家が 39 戸となつているのは、昭和 30~38 年の間に分家した農家が 2 戸あり、それを除いてあるからである。

つぎに、本家・分家関係の視点から経営面積の増加した農家と減少した農家をみると、本家では増加した農家 12 戸、減少した農家 11 戸（下層農に多い）、不変農家 1 戸となつており、増加農家と減少農家が半々であるが、分家農家は増加した農家 10 戸、減少した農家 4 戸、不変農家 1 戸となつており、増加農家が減少農家より多くなつている。即ち、経営面積拡大の姿勢は分家農家の方が積極的であるといえる。

また、旧耕作地主・自小作の視点から経営面積の増加した農家と減少した農家をみると、旧耕作地主層では、増加した農家が 10 戸、減少した農家 6 戸であり、自作農家・小作農家でも増加した農家の方が減少した農家よりも多いが、自小作農家では増加した農家と減少した農家と半々である。だから、経営面積拡大の姿勢をとつているのは、旧耕作地主層であるといえることができる。

以上を要約するならば、土地を売りに出して零落化してゆく 1 町以下層の農家は、実は日雇農家であり、旧自小作農家であるが、逆に土地を買つて上向化してゆく 2 町以上層の農家は、実は専業農家・自営兼業の農家であり、旧耕作地主層・分家農家（後述の紅茶栽培農家）であつたといえることができる。

### 3. 農 地 改 革

本節では、第 1 節・第 2 節で明らかにした前進農家と後退農家、即ち農民層の分化・分解が、どのような条件を基底として形成されたかを明らかにしたい。そのためには農地改革までさかのぼる必要がある。その評価を改めて検討する必要がある。何故なら、第 1 節・2 節で明らかにしたように、現実に生じている農民層の分化・分解はその主要なる要因が農地改革にあると考えられるからである。

われわれは昭和 25 年度「農地解放実績台帳」によつて、調査部落の農地改革の具体的な実施のありかたを知ることができる。

「農地被買収者名簿」（知覧町農業委員会）によると、この部落で農地を買収された者は 8 戸であり、それに買収はされなかつたが、小作地を上げた地主を加えると、この部落の地主数は 10 戸と

なる。農地改革前、地主の貸付地総面積は5町1反6畝であつたが、解放した面積は8町3反1畝と貸付面積よりも多くなつている。それは、地主層が分家するという理由で貸付地（実質上取上げ）の他に自耕地を解放面積に加えたからである。8町3反1畝の解放面積のうち7町歩（解放面積の84%）は親族内（兄弟・子供の分家）解放であり、残り16%の土地が小作人へ解放されたにすぎない。地主貸付地の解放においても、貸付総面積5町1反6畝のうち、小作人へ実質解放したものは、わずかに25%の1町3反1畝であり、残りの75%は地主の取上げとなつた。だから、解放地主は戦前の階層から大して変化することなく、現在の上層農を形成しているのである。第4表は農地改革前の地

第4表 現在経営面積規模別旧地主・自小作別農家数

		5反未満	5~10反	10~15反	15~20反	20~30反	30反以上	計
耕 自 自 小	作 地 主		1 (1)		5 (2)	9 (5)	3 (1)	18 (9)
	小 作 人	1	1 5	3 (1) 5 2	1 2	1 (1) 1		6 (2) 14 3
計		2	7 (1)	10 (1)	8 (2)	11 (6)	3 (1)	41(11)
山林	所有面積 (1戸当) 畝	—	26	47	134	207	160	平均 109
	無所有戸数	2	2	6	—	—	—	10

資料：昭和38年12月戸別調査による。

注 1. ( ) の数字はうち分家数をしめす。

主・自作・自小作・小作状態を現在の経営面積規模で示したものである。これによると、現在の経営面積が1町5反以上の農家の80%は旧耕作地主層でしめており、3町以上層農家は全部が戦前の耕作地主層である。それと対比して、1町5反以下層の74%は旧自小作・小作農（農地改革後脱農した農家6戸のうち5戸は自小作・小作農、1戸は地主層であつた）である。また農地改革は山林については手をつけなかつたので、山林所有は戦前そのままの形で温存されることとなつた。その結果、1町5反以下層では山林無所有農家が半分もあり、5反以下層では全部が無所有者である。1町5反以下層で山林を所有しているといつても、わずかに5反足らずの零細所有である。これ位の所有では、家庭生活の燃料材料として、あるいは畑作物の生産力規定要因である堆厩肥材料源<sup>14)</sup>としては不足である。それに比べて、1町5反以上層での山林所有面積は、1~2町と大きい。旧耕作地主層が分家によつて所有地が分割されたといつても、本家・分家の耕作規模は1~2町に維持できたし、山林面積も1~2町ずつ保持することが可能であつた。旧耕作地主たちが分家によつて本家・分家とも耕作面積規模が1~2町に縮小されたとはいへ、1~2町の旧自作・自小作農とのちがいは山林を所有しているかどうかということであり、前者は山林所有者であるが、後者は無所有かまたは小面積の山林所有者である。だから、1~2町の中農層の農地改革後における前進農家と後退もしくは停滞農家を条件づけたものは山林であり、旧耕作地主層（本家・分家とも）の発展がこの山林に支えられていたことは否定できない。

また、前進農家と後退もしくは停滞農家を条件づけた要因として山林のほかに土地所有の自然豊饒度の差をあげなければならない。旧耕作地主層は現在も戦前とかわりなく、近距離で耕土の深い土地（現在地価にして反当7~10万円）を所有しており、自小作・小作農は遠距離で耕土の浅い土地（現在地価にして反当3~6万円）を所有している。

要するに、調査部落における農地改革は、戦前の旧耕作地主・自小作・小作という階層（生産関係）を大きく変革することはできなかつた。改革後の農民層の分化・分解の速度および形態・性格は



農地改革における土地変革の形態または深度によつて規定されていることがわかつた。つまり、調査部落のごとく零細地主層の存在する社会条件のなかでのブルジョア的土地変革は旧来の生産関係を完全に解消することができなかつた。そして、旧来の生産関係は商業的農業の発達＝農民層の分化・分解によつて、農業内部の新しい生産関係＝茶富農層と日雇農家に転化したのである。農地改革後の農民層の分化・分解の形態・性格を基本的に規定してきたのは、農地改革のブルジョア的土地変革にあつたといふことができる。独占資本はブルジョア的土地変革によつて規定された農民層の分化・分解の形態・性格を従属させることによつて、零細農を相対的過剰人口のプールとして支配することができた。農地改革は地主的土地所有＝土地を媒介としての搾取と被搾取の関係を解消することができたが、地主的土地所有＝山林および土地所有の自然差（豊饒度および位置差・集団差等）を打ち砕くことができず、後者の地主的土地所有から発生する経済差——農民層の分化・分解の形態・性格の多様性をもたらし、その社会構成体を独占資本は支配することとなつた。いふなれば、農地改革は「地主的土地所有を、独占資本の要求に適應するように改作し、存続させた」<sup>15)</sup>のである。

#### 4. 商品生産の展開と農家経済

農地改革は「上から」のブルジョア的土地変革であつたから、改革後の商品生産の展開にはおのずから多様性が現われることになる。第5表は階層別に商品作物の作付状態と農家経済をしめしたものである。

はじめに、作物の作付状況をみることにする。5反未満層では甘藷・ナタネ等戦前から作付されてきた作物を中心に農業生産が行われている。5反～1町層になると、甘藷・ナタネの作付割合が減少して、茶・その他（そさい・苗木等）等の作付ウエイトがふえてくる。また後述するように肥育牛の生産が盛んである。1町～1町5反層になると茶よりも煙草の作付割合が増加する。1町5反～2町

第5表 階層別作物の作付面積と農家経済

作物別作付面積	陸麦 タ 甘藷 煙 茶 その他 計	5反未満		5～10反		10～15反		15～20反		20～30反		30反以上		
		1戸当り作付面積	作付面積割合	1戸当り作付面積	作付面積割合	1戸当り作付面積	作付面積割合	1戸当り作付面積	作付面積割合	1戸当り作付面積	作付面積割合	1戸当り作付面積	作付面積割合	
		セ	%	セ	%	セ	%	セ	%	セ	%	セ	%	
		2.5	4.8	2.4	1.9	3.2	1.5	4.6	1.9	4.1	1.3	8.0	2.0	
		7.5	12.2	13.8	10.9	20.6	19.0	19.0	7.7	25.6	8.3	22.0	5.4	
		20.0	32.5	23.5	18.5	46.5	22.7	37.5	15.2	23.3	7.5	36.0	9.1	
		26.0	43.1	46.1	36.3	84.8	41.3	100.1	40.7	120.7	38.9	178.5	45.0	
		2.5	4.8	7.6	5.9	12.0	5.8	8.1	3.3	15.8	5.1	—	—	
		—	—	8.0	6.3	21.8	10.6	5.4	2.2	20.7	6.7	—	—	
		—	—	12.7	10.0	11.6	5.6	55.7	22.6	95.6	30.8	137.0	34.5	
		—	2.6	—	10.2	—	2.5	—	6.4	—	1.4	—	4.0	
			100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
	土地利用度	205.0%		166.9%		165.0%		140.5%		131.9%		124.1%		
農家経済（1戸当り）	A 農家総収入	128千円		378千円		496千円		752千円		1,051千円		1,290千円		
	B 農業現金粗収益	37		343		456		586		957		990		
	うちしめる割合	甘藷	97%		29%		43%		40%		33%		45%	
		煙草	—		25		49		9		23		—	
		茶	—		5		4		33		32		41	
	畜産	—		21		2		8		8		4		
	その他	3		20		2		10		4		10		
C 農外現金総収入	91千円		35千円		40千円		166千円		94千円		300千円			
B/A	29%		88%		81%		78%		81%		77%			
C/A	71		12		9		22		9		23			

備考 1) 昭和38年12月聴取り調査による。

2) 茶は特に紅茶が多い。

層になると、甘藷と茶の作付割合が増加して、ナタネと麦類の作付が減少する。2町以上層になると、1町5反～2町層の商品生産の展開傾向がより明確に顕在化する。

このような階層間における作付傾向の相違は昭和32年頃から、本格的には34・35年頃から見られる現象である。昭和28年頃は特殊作物としては煙草が圧倒的に作付けされ、茶は戦前からの栽培者である2, 3戸の農家で栽培されているにすぎなかつた。昭和34・35年頃になると茶が上層農へ拡大栽培され、これを中心として商業的農業が展開し、農民層の分化をより一層強める基軸となった。

以上のような階層別の作物作付の状態と対応して、農業現金粗収益の内訳についても同じようなことがいえる。

5反未満層では、農業現金粗収益の97%は甘藷であり、他の作物は自給作物であつた。この階層では、もはや農業は「主業」ではなく「副業」であり、彼等の「主業」は労働力販売である。即ち、この階層農家は「商品市場に於いてプロレタリアとして労働力なる商品の売り手として現われ、その土地所有は、ただ商品生産の領域の外に於いてのみ、即ち、家計のための生産の領域に於いてのみ行われる。」<sup>16)</sup>そこでは「過度の労働に身をすりへらし、自分の欲求を際限なくきりつめること」<sup>17)</sup>を一般としている。このような零細経営は、商品生産の価値法則外におかれているとはいえ、家族成員の労働力販売によつて独占資本の国内市場を形成する。また家族員の農業日雇によつて上向農家との新しい生産関係を形成する。

5～1町層では現金粗収益のなかで甘藷の割合が減つて、煙草・畜産のウエイトが高く、ここでは甘藷・煙草・畜産のウエイトがほぼ同じようになってきている。むしろこの階層での農業経営は生活水準の農家経済のつきあげに対応した窮迫的性格の多角経営である。

1町～1町5反層になると作物撰択がなされるようになり、ここでは煙草+甘藷の経営が中心であるが、1町5反～2町層では茶+甘藷の経営が支配的である。1町～2町層のなかで経営形態がこのように異つた形態をとる理由は、1町～1町5反層は旧自作・自小作・小作農で形成され、兼業種類も前述したように低級のものであるが、1町～1町5反層は、旧耕作地主が大半をしめ、兼業種類も自営業や或は安定した賃労働である、という違いから起きているものと考えられる。前者では家族労働力完全燃焼型農業経営であるが、後者では雇用労働力に基礎をおく農業経営である。しかし、1町～1町5反規模の面積でこの雇入れ型農業経営が営まれるのは、第5表でもわかるように兼業収入の高いことに基因するからである。ところが、2町～3町層になると、1町～2町層の農業経営形態が混在している。煙草専門型経営と茶専門型経営の萌芽がこの階層にひそんでいる。この階層で煙草作中心の農家の全部が、少面積(8畝～2反)ではあるが茶を栽培している。これは現行技術(労働力、施設、栽培技術)のもとでは、経営面積2町～3町のところで煙草は頭打ち(作付面積3反～6反)を生じ、この階層が上向化の糸口として、自家労働力と施設を要しない茶に資本を投下しているものと理解してよい。3町以上農家になると2町～3町層の茶専門型農業の萌芽が顕在化してくる。2町以上層になると農業経営も専門化の方向を指向しており、農業現金粗収益も100万円近くをあげ、明らかに2町以下層農家との開差がある。

## 5. 労働力の流出

第6表は階層別に労働力の流出状況をみたものである。第4節で明らかにしたように、1町5反以下層における低度の商品生産および窮迫的農業経営は低い農家収入となつて現われており、農業収入だけでは家族労働力の維持が困難であるから、労働力は農外へ流出してゆくこととなる。第6表でもわかるように、生産年令人口(16才～59才)128名のうち34%は農外へ流出している。階層別にみ

第6表 労働力の流出状況

		5反未満	5~10反	10~15反	15~20反	20~30反	30反以上	計
通年流出のある農家数	A	2戸	3戸	7戸	2戸	1戸	—	15戸
	B	3人	5人	10人	4人	2人	—	24人
うち 県外		3	2	8	3	1	—	17
		—	3	1	—	1	—	5
生産年令(16~59才)人口	C	6	20	40	21	34	7	128
	B/C (%)	50.0	25.0	25.0	19.0	5.8	—	19.0
在家流出+通年流出人口	D	5	9	18	5	6	1	44
	D/C (%)	83.3	45.0	45.0	23.8	17.6	74.3	34.3

備考 1) 昭和38年12月聴取調査による。  
2) 生産年令人口には流出しているものも含む。

ると、5反未満層では生産年令人口の8割が流出し、5反~1町層では約半分の労働力が、農業生産から離れている。すなわち、1町5反以下層の若年労働力は農村にとどまろうとしておらず、また経営主まで農業生産を離れるものまで出ている。だから、この下層農では農家の後ツギはどうしようもなくなっている。現在経営主が55才以上で後ツギを必要としている該当農家は41戸のうち13戸ある。そのなかで、現在すでに後ツギを確保している農家は8戸あるが、残り5戸は後ツギまで流出してしまっている。彼等は1町5反以下層の旧自小作・小作農家である。早晚廃家か脱農(息子のもとへ)してゆく農家である。第1節でみたところの農地改革後の脱農農家も実はその大部分(6戸のうち5戸)が旧自小作・小作農家であつたのである。改革前の旧自小作・小作の零細農は商品生産の滲透とともに脱農し、また労働力の激しい流出をとめないながら、脱農化の過程を辿りつつある。

流出してゆく大半の労働力のプールは零細農であるから、離家流出してゆく労働力の質も、その零細農の経済レベルを反映しており、小学校卒1名、新制中学校卒20名、新制高校卒3名という低級労働力である。その低級労働力は流出した先の職種とも関連するものである。職種の内容をみると、養蜂見習(福岡)2人、仏だん製造見習(川辺町)2人、左官見習(大阪)1人、紡績女工(大阪)3人、機械電気工(大阪)3人、店員(福岡・大阪)3人、運転手(大阪)2人、事務職員(大阪)1人、農業常雇(静岡)1人、庭師(米国)2人、不明4人となつており、直接に親(家)を扶養するような職種ではない。だから親とある一定時期まで別々に独立した経済を営み、親が農業生産を営むエネルギーがなくなつたら、どちらにか合体するということになる。親の農業は「家産」を細々と支えているだけであり、彼は息子と合体するまでは、「どんなにか小農の過少経営が非合理的であり、且つ浪費的であろうが、彼はこれを固執する」<sup>18)</sup>のである。だから、彼の農民経営は「完全離農までの仮りの宿」とよぶことができる。

## II章 茶栽培農家視点からの農民層の分化・分解の考察

I章において、調査部落における商業的農業の発展は、一方に規模拡大する上層農=旧耕作地主層=専業農家・自営兼業と、他方に規模縮小または停滞あるいは脱農する下層農=旧自小作・小作農=日雇農家を形成したことを知つた。その両極化の基軸となつた商品生産が紅茶であることも明らかとなり、言うなれば、上層農は紅茶業の担い手であり、規模拡大に積極的であつた。この章では、紅茶業展開を担つた上層農家に視点をおいて、茶富農層は農民層の分化・分解における上向運動として把えることができるかどうかを考察の対象としたい。

### 1. 畑作農業における茶栽培の位置づけ

畑作農業における茶栽培の位置づけをするために、生産費調査の結果を用いて、作物間の収益性格

差の視点から検討する（第7表）。

第7表 主なる作物の生産費および収益性 （単位 反当り 1000円）昭和38年度

	水稲	陸稲	裸麦 (畑)	たばこ	なたね	甘藷	蘭	緑茶	紅茶	甘藷+ なたね	甘藷+ 裸麦	陸稲+ なたね
A 粗 収 入	37.9	23.2	4.0	118.7	3.4	25.7	59.5	36.4	56.1	29.1	29.7	26.6
B 生産費(資本金子地代含)	20.6	16.7	8.3	97.0	7.1	13.9	57.5	17.2	38.3	21.0	22.2	23.8
C うち 家族 労働 費	7.7	5.8	3.6	43.1	2.5	5.8	29.3	5.5	9.8	8.3	9.4	8.3
D 純 収 益 (A-B)	17.3	6.5	△4.3	21.6	△3.6	11.8	1.9	19.2	17.8	8.1	7.5	2.8
E 家族 労働 報酬 (C+D)	25.0	12.3	△0.7	64.8	△1.2	17.6	31.2	24.8	27.6	16.4	16.9	11.1
F 1日当家族労働報酬(円)	1,656	1,000	△ 82	805	△221	1,328	512	1,600	1,408	1,107	1,246	779

資料：1. 農林省鹿児島統計調査事務所「昭和38年産各作物・統計速報」より作成。

2. 紅茶については昭和39年8月実態調査による。但し、純収益は資本金子・地代（緑茶分）を差引いてあるので第11表とは異なっている。
3. たばこ（黄色種）については鹿児島県たばこ耕作組合連合会「昭和38年産葉たばこ生産費調査集計表」による。
4. 甘藷の純収益及び1日当家族労働報酬を甘藷価格の暴落した39年産でみると反当り純収益マイナス724円 1日当り家族労働報酬456円と著しく低下し、変働の大きさをものがる。

紅茶の反当り粗収入は56.1千円、緑茶の反当り粗収入は36.4千円であるが、反当粗収入が、これをオーバーする主なる畑作物はたばこ・まゆぐらいであり、鹿児島県の一般的畑作付体系である甘しよ+なたね、甘しよ+裸麦、陸稲+なたね等の表作裏作の二作を合せた粗収入も紅茶・緑茶収入にはおよばない。粗収入から生産費を差引いた純収益をみても、紅茶と緑茶の純収益をオーバーする作物はたばこだけである。鹿児島県のごとく極零細土地所有のもとで農家が農業所得を高めようとするれば、土地生産力の向上および1日当り家族労働報酬と労働集約度の高まりを必要とするわけであるが、その主体となる作物として、たばこと茶（紅茶・緑茶）、果樹、畜産があげられる。第8表は耕種部門についてだけであるが、そのことをよくあらわしている。

第8表 農産物販売収入70万円以上農家の作目別、首位部門の収入割合別戸数 （単位 戸）

		柑 橘	茶	た ば こ	水 稲	甘 藷	そ の 他	計
首 位 部 門 の 収 入 割 合 (%)	91-100	11	7	—	—	—	—	18
	81-90	8	2	—	—	—	2	12
	71-80	2	—	4	1	—	2	9
	61-70	—	1	6	—	—	—	7
	51-60	—	1	4	1	3	3	12
	41-50	—	—	6	2	1	1	10
	31-40	—	—	—	1	1	2	4
	21-30	—	—	—	1	1	1	3
計		21	11	20	6	6	11	75

資料：1960年センサス 鹿児島県

注 1. 農産物販売収入70万円以上農家は鹿児島県に145戸あり、うち耕種経営が75戸、畜産経営が65戸である。販売額収入が高く、所得も高いのは耕種部門であり、畜産経営では販売額収入が高いからといって所得も高いとは一概にいえない場合がある。

現在の農業の諸条件のなかで、耕種部門において1作物で専門的経営の可能なのは柑橘と茶・煙草があげられ、零細土地所有のもとでは1作専門経営の困難なものとして、水稲・甘しよがあげられる（土地規模拡大が可能な場合は別）。柑橘・茶・煙草は土地1単位当り労働力および資本の投下量が集約であるため、土地面積規模がそれほど大きいことを条件としないで、専門的経営が可能であるが、水稲・甘しよは粗放作物であるから、1作で専門経営が可能となるためには広大な土地面積が必

要である。現実には土地流動は少なく、地価が高いので経営土地面積の拡大は困難である。だから1作型専業経営が成立するためには集約作物(労働力・資本)である必要がある。茶はややそれに近い作物であるということが出来る。

## 2. 茶栽培農家の性格と茶上農層の形成

調査地の部落総戸数は41戸であるが、そのうち茶を栽培している農家が33戸ある。茶を栽培していない残り8戸は5反未満層の2戸、5反～1町層3戸、1町～1町5反層2戸(家畜商・生命保険員)、1町5反～2町層1戸(甘藷販売仲介人)となつている。

第9表は茶栽培農家の総括表である。茶の作付総面積は22町6畝あり、その種類は紅茶19町3反(87.3%)、緑茶2町8反(12.7%)となつており、紅茶生産が主である。この表での階層区分は紅茶の作付面積を基準とした。ここでは茶作付面積1町以上および経営耕地総面積中茶作付面積のしめる割合が50%をこえる農家を「茶上農」、茶作付面積5反～1町の農家を「茶中農」、茶作付面積5反以下の農家を「茶下農」と一応呼ぶことにしたい。茶上農とよばれる農家は6戸あるが、それは茶栽培戸数の18%にあたり、この6戸で茶作付面積の54%(面積にして緑茶は76%、紅茶は50%)が栽培されており、生産の集積がみられる。

茶上層農は、戦前の旧自作地主層であつて、経営面積階層区分では、1町5反～3町層である。茶上層農の経営主の平均年令は37.5才であり、茶中農・下農層のそれぞれの平均年令39.2才および42才よりも若年労働力が中心である。また、彼等の多くは分家した農家である。農業の生産力が低く、農家の生活水準が低く、旧態なる家族関係および人的関係の保持された農村社会では、一定の家族経済を支える基盤が存在する場合は、近代的労働力単位=夫婦家族で営む分家の農業経営が直系家族形態の農業経営よりも上向的素因をもつているということが出来る。それは親あるいは「家」から離れた夫婦家族は経営体あるいはその主体も若く、新しい農業発展に対応するに適した家族形態だからである。

そのなかには、昭和12年頃から昭和36年まで自園・買葉による緑茶工場を運営していた農家⑥(農家①③は農家⑥からの分家)やその親族関係にある農家⑤等がある。彼等は、紅茶価格が上昇して、緑茶価格をオーバーする時期に紅茶の植栽を熱心に行うが、旧存の緑茶と違って栽培農家が少ないので、彼等だけの植栽では生産された生葉量が加工工場の一定規模に達しなかつた。そこで、茶上農は、一定規模の近代的荒茶加工工場を設立するための生葉量確保の必要から、部落の農家に紅茶栽培を奨励した。その結果、猫も杓子も農業経営のなかに紅茶を導入することとなつた。茶上農層は部落の多数農家が紅茶栽培をやるようになったので、その多数農家をバックにして、茶栽培農家の共同出資による紅茶荒茶工場を昭和37年に設立したのである。そして、茶上農は、戦前の緑茶工場をその紅茶工場に併設することによつて、紅茶荒茶加工工場(株式会社)の社長、副社長、専務等としておさまることとなつた。即ち、彼等は実質上の共同紅茶工場の支配者である。また、6戸の茶上農層は共同紅茶工場の総出資額160万円の約7割を出資しているので、紅茶工場は事実上茶富農的共同経営である。

茶上農層は紅茶の共同工場を設立したことによつて、工場の経営・管理の全責任が茶栽培総農家の肩にかかるようになり、茶上農層はその1部の責任を担えばよいということとなつた。また、茶上農層だけの出資による紅茶工場であれば、資金の関係上(借入をする場合の担保能力においても一部の茶上農層より茶栽培総農家のほうがはるかに大きい)限られた規模の工場しかできないわけであるが、多数者出資によつて近代的機械設備や大型の施設を備えた工場を設立することができた。多数者出資による紅茶工場の有利性は、生葉収穫量の多い上層農ほど大きいわけである。つまり、茶上農

第 9 表 茶 栽 培 農

農家 番号	茶作付 面積階 層区分	経営 面積階 層区分	本家・ 分家	旧地主・ 自作 の別	経営主 の年令	経営耕地 面積 (1)	茶の作付面積 (未成園含む)		(3)/(1)	農 業 従来者数 (4)	農 業 従事日数 (5)	煙草面積 (6)
							紅 茶 (緑茶) (2)	計 (3)				
1	2.5	II	分 家	地 主	33	253	200(50)	250	98.8	3(2)	450	14
2	町	I	"	"	40	310	230(10)	240	77.4	2(1)	480	2
3	"	II	"	"	42	230	224( 3)	227	98.7	2(1)	500	12
4	"	II	"	"	48	245	128(63)	191	77.9	3(1)	370	8
5	1.0	II	本 家	"	25(58)	260	101(58)	159	61.1	4(2)	950	4
6	町	III	"	"	37	183	95(20)	115	62.8	3(2)	600	18
	平均				37.5	247	163	197	79.45	2.83	558.3	9.67
7		II	本 家	自 小 作	29	249	90( 9)	99	40.2	2(1)	700	7
8		III	"	地 主	39	173	87( 8)	95	54.9	4(2)	350	17
9	1.0	II	分 家	自 小 作	52	253	84	84	33.2	3(1)	950	5
10	町	I	本 家	地 主	36(64)	309	65(10)	75	24.2	2(1)	720	6
11	"	II	分 家	"	44	217	75	75	34.6	2(1)	350	10
12	"	III	本 家	"	48	191	60( 5)	65	34.0	2(1)	500	16
13	0.5	III	本 家	"	31	160	35(30)	65	40.6	2(1)	250	22
14	町	II	分 家	"	69(33)	264	52	52	19.7	2(1)	500	3
15		III	本 家	自 小 作	41	96	44( 7)	51	53.1	2(1)	350	34
	平均				39.2	212.4	57.4	73.4	37.23	2.44	518.8	14.44
16		II	本 家	地 主	31	223	40	40	17.9	3(2)	570	11
17		II	"	"	33(63)	235	35	35	14.9	3(1)	550	9
18		I	"	"	44	329	34	34	10.3	3(2)	600	1
19		IV	"	自 小 作	60	136	23( 5)	28	20.6	2(1)	420	25
20		IV	"	自 小 作	40	139	27	27	19.4	2(1)	450	24
21		III	分 家	地 主	32	165	23	23	13.9	2(1)	500	20
22		II	本 家	"	29	205	23	23	11.2	2(1)	500	13
23		III	分 家	自 小 作	34	167	23	23	13.8	2(2)	350	19
24		IV	本 家	自 小 作	56	140	21	21	15.0	3(2)	600	23
25		V	"	"	52	76	20	20	26.3	2(1)	500	35
26		III	"	自 小 作	47	164	17	17	10.3	2(1)	500	21
27	0.5	IV	"	"	55	112	14	14	12.5	1(1)	200	31
28	町	IV	"	自 小 作	38	124	13	13	10.5	2(1)	500	27
29	以下	IV	分 家	自 小 作	55	129	12	12	9.3	2(1)	480	26
30		IV	本 家	自 小 作	36	118	11	11	9.3	3(2)	550	29
31		V	"	"	58	59	10	10	16.9	2(1)	300	39
32		V	分 家	"	63	81	6	6	7.4	2(1)	380	36
33		IV	本 家	"	30(74)	122	5	5	4.1	3(1)	400	28
	平均				42.0	151.4	19.8	19.6	12.9	2.27	463.9	23.2

資料：昭和38年12月戸別調査による。

層は茶栽培上向化の「頭打ち」を、茶中農・茶下農層まで紅茶を拡大栽培させ、茶栽培農家の共同経営のエージェントとして、のしあがることによつて打破することができた。そして、茶上農層の展望は、茶中農・下農層の茶栽培からの離脱をまつて、その茶園を集積し、共同紅茶加工工場の解体をまつて、個人或は茶上農層の個別的或は少数者共同の紅茶工場として展開してゆくものと思われる。現在の共同工場は茶上農層にとっては茶作付面積拡大における一定時期までの手段であるにすぎない。だから、茶中農・下農層は茶上農層に従属された形態で茶栽培をやつているといふことができる。

つぎに、農家収入額の点から、茶栽培農家の階層性をみることにしよう。農家の総収入が100万円をこえる農家はこの部落で10戸あるが、そのうち6戸は茶上農となつている。農業粗収益が100万円をこえる農家は8戸あるが、そのうち5戸が茶上農である。茶上農は土地所有でも、農家経済からみても、この部落の富農層＝支配層であるといえる。茶上農は農業粗収益のなかにしめる茶の粗収益

家の総括表

茶に関して雇入れ、雇われ日数		農業粗収益				(8)/(10)	兼業収入	農家総収入	兼業内容	共同紅茶工場出資額
雇入れ	雇われ	耕種(7)	うち茶(8)	畜産(9)	計(10)					
		千円	千円	千円	千円	%	千円	千円		千円
208	200	992	697	70	1,062	65.6	300	1,362	茶工場副社長	350
350		1,149	833	60	1,209	68.9	100	1,309	運搬(人夫)	85
563		933	865	240	1,173	73.7	—	1,173	—	80
364		780	664	208	988	67.2	550	1,538	雑貨商・町会議員	300
177	60	896	418	260	1,156	36.6	180	1,336	茶工場賃労	100
301	150	522	429	—	522	82.2	300	822	茶工場賃社長	200
327.1	68.3	879	651	139	931	69.9	238	1,257		186
171		1,328	228	10	1,338	17.0	—	1,334	—	40
78		584	193	170	754	25.6	700	1,454	酒屋経営	55
54		1,476	102	15	1,491	6.8	—	1,491	—	20
41		970	295	25	995	29.6	—	995	—	55
14	150	567	72	60	627	12.7	180	807	茶工場賃労	100
153		952	339	26	978	34.7	—	978	—	55
118		483	234	10	493	47.5	500	993	雑貨商・精米業	30
32		843	106	20	863	12.3	—	863	—	15
36	200	238	92	13	251	36.7	140	391	茶工場事務員	10
77.4	38.9	826.8	184	39	865	21.1	168.9	1,034		42.2
15		988	190	△ 5	983	19.3	—	983	—	20
18		1,040	51	5	1,145	4.9	—	1,055	—	15
?		1,144	53	15	1,159	4.6	500	1,649	不動産業	—
30	10	596	63	0	596	10.6	5	601	—	5
17	10	636	74	20	656	11.6	20	676	採石場人夫	10
31		559	41	△ 3	556	7.4	—	556	—	10
?		701	10	—	801	1.4	—	801	—	10
10		444	29	28	472	6.5	200	672	出稼(米国)	10
29	10	747	52	△ 3	744	6.9	5	749	—	5
0	10	225	8	200	425	1.9	5	430	—	5
4		616	16	5	621	2.6	—	621	—	5
0	14	259	0	2	261	0	5	266	—	—
0		678	0	2	680	0	—	680	—	5
0	10	636	29	20	656	4.4	25	681	左採石場人夫	—
0	10	417	0	25	442	0	35	477	生活保護	—
0	10	119	15	65	184	8.1	55	239	世帯	5
5		492	44	80	572	7.7	40	612	大荷馬車曳	—
0		534	0	5	539	—	39	578	—	—
8.8	4.7	601.7	37	25	632	5.8	51.9	684.8		5.8

割合が70%をしめて大きい、茶中農では21%、茶下農では6%と非常に小さい。茶中農および下農では茶は「副業」であり、他の作物—煙草が主作物であることを物語る。茶中農・茶下農の紅茶栽培は、紅茶の価格が良好であったときのブーム的導入作物であり、農業経営組織の合理性からは二次的なものである。だから、紅茶価格が下落してゆくや、手離してゆく作物である。下層農における紅茶が経営組織のなかに合理的に組みこまれておらず、そして紅茶は多数の雇用労働力に依存した作物であるということから、下層農は紅茶価格の変動に対応する力量は弱いことになる。逆に上層農は価格変動に対して茶経営を対応させる力が強いといえる。国家独占資本による貿易自由化および独占資本の収奪とよばれる低価格形成は、経営組織の非合理性のもとで、高度の商品作物（紅茶）を栽培している下層農にもつとも強く影響する筈であるから、農民層分解の阻止的要因もあるが、一方促進面を強めているということもできる。

最後に、農民階層区分の規準として大きな重要性をもつ資料、雇傭・被雇傭関係について検討しよう。茶上農層の家族農業従事者数は1戸当り平均2.83人、家族農業従事日数は558.3日となっており、茶中農・下農にくらべていずれも高い。それに茶上農層は茶栽培のために1戸当り平均327.1人(日数)を雇傭しているが、茶中農・下農はわずかにそれぞれ77.4人、8.8人を雇入れているにすぎない。そして茶業のために雇われる形態に二つのタイプがみられる。その一は、茶上農・中農の紅茶共同加工工場における6ヵ月以上の長期的な雇われであり、その二は茶下農の紅茶栽培あるいは収穫過程における日々の雇われである。茶下農のほかに、茶を栽培していない零細農も茶の栽培・収穫過程に雇われている(5反未満層の農家④40日、④20日、5反～1町層の農家③100日③715日、1町～1町5反層の農家③10日)。茶下農あるいは零細農の茶栽培・収穫過程での雇われについて、この近郊では定着する兼業化の場がないので、若年労働力あるいは経営主は流出し、残された農業は寡婦あるいは老人農業となり、これらの人たちが雇われるのである。即ち、茶上農層では家族労働力の完全燃焼のほかに、多数の雇入れを必要としているが、零細農では、主人の農外賃労働、妻の農内賃労働という家族労働力の分化がおこり、この両方の労働力商品化によつてやつと一家の経済が成立するのである。「猫のひたいほどの土地しかもたない多数の農業『経営主』は、この土地では生活できない。これはたんに『副業』であつて、彼らは資本主義の全体的構造のなかでは産業予備軍の一部をなしている。……これは産業予備軍の隠蔽された形態である。」<sup>19)</sup>。以上のような農業における資本主義的雇傭形態は「特殊な商業作物をつくる、新しい……経営をつくりだすことによつても成長するのである。」<sup>20)</sup>。富農と零細農とのあいだの矛盾は、紅茶という特殊な商品作物の導入によつて急速に激化された。だから、農民層間の分化といわれる矛盾は、独占資本下では激化しているわけであり、一般には、農民層のあいだの矛盾=分解は分化のなかに内包されているわけであつて、その顕現がかくされている。ただ紅茶は独占資本下における農民層間の激化した矛盾をはつきりしめしたにすぎない。

### 3. 茶上農と紅茶の収益性

#### i) 紅茶農家1戸当り収益性

第10表は紅茶成園面積規模別に1戸当りの収益性をあらわしたものである。まず純収益について検討をしよう。

紅茶成園面積1反以下のA層では、粗収入約4万円、生産費用3万円で純収益は1万円となる。この純収益は地代、資本利子、利潤のあわさつたものである。自家労賃を加えても、家族労働報酬は2万1千円どまりである。勿論これだけで生活できるわけではないから、1反そこそこの紅茶栽培者は小遣い稼ぎぐらゐの考えでしか栽培していないことになる。だから、資本効率とか投資利廻りなどは問題にしていない。

1町～1町5反層になると、家族労働報酬35万円、1日当りの家族労働報酬は2,668円となり、年間を通じて毎日942円の労働報酬となる。5人家族では1人当り188円、1年間68,620円の労働報酬であり、これでは南九州の農家平均世帯員1人当り家計費(昭和38年度)73.7千円におよばない。3人家族でやつと1年間1人当り115千円の労働報酬となり、小都市(人口15万未満)の世帯員1人当り家計費11万円と近似してくる。

つぎに投資効率をみると、平均資本効率および投資利廻りはかならずしも階層をおつて増大はしていない。不変資本に対する生産所得の百分比(その逆の倍率は平均資本系数)である平均資本効率をみると、C・D階層では不変資本よりも生産所得が大きくなつて、資本効率は異常に高く、また土地を含まない総投下資本(c+v)に対する純収益(M)の百分比である投資利廻りも38～43%(土



第 10 表 紅茶成園面積規模別収益構成 (1 戸平均)

階	層	区	分	1 反以下 A	1~3反 B	3~5反 C	5反~1町 D	1町 ~1.5町 E	平均
(1)	調	査	戸	5	9	4	2	2	(計22戸)
(2)	成	園	換	8.0	15.9	41.5	84.1	143.2	36.5
	成	園	面	10.6	19.5	48.2	97.5	160.0	42.6
(3)	自	家	労	1.64	1.99	2.10	1.70	1.80	1.88
(4)	收	入	量	789.1	1,862.5	5,424.1	10,590.4	15,825.3	4,328.9
(5)	粗	収	入	39,564	88,077	261,633	539,762	829,114	217,036
(6)	費	用	費	29,247	54,455	161,532	320,296	549,430	137,360
	肥	料	費	7,619	19,048	53,871	109,513	198,460	47,316
	諸	材	費	272	548	1,482	5,843	17,826	2,707
	防	除	費	764	1,197	3,078	9,056	10,854	3,033
	成	園	費	774	1,534	4,015	8,132	13,852	3,532
	建	機	却	776	1,849	3,698	5,349	39,954	5,724
(7)	物	除	費	19,044	30,281	96,838	178,406	268,482	74,949
(8)	う	ち	費	11,171	14,089	37,324	70,092	64,211	31,844
(9)	純	収	益	10,317	33,621	100,102	219,466	279,684	79,677
(10)	総	投	資	57.0	122.0	260.4	500.4	1,108.9	256.5
	成	園	費	2.3	4.6	12.0	24.4	41.6	10.6
	固	定	本	27.0	66.3	94.6	169.2	571.7	117.8
	流	資	本	27.7	51.1	153.8	306.8	495.6	128.1
(8)+(9)	家	族	報	21,488	47,710	137,426	289,558	343,895	111,521
(7)+(9)	紅	茶	酬	29,361	63,902	196,940	397,872	548,166	154,626
(7)+(9)/(10)-(7)	平	均	率	77.26	69.46	120.38	122.05	65.23	85.14
(10)-(7)/(7)+(9)	地	価	係	1.29	1.44	0.83	0.81	1.53	1.17
(11)	投	資	価	42.4	78.0	192.8	390.0	640.0	170.4
(9)/(10)+(11)	日	当	利	10.38	16.81	22.08	24.65	15.99	18.66
	家	族	報	939	1,673	1,800	2,059	2,668	1,524

資料：昭和 39 年 8 月の実態調査（内容は昭和 38 年度）による。

- 注 1. 成園面積は 6 年生以上の茶樹園をさし、成園換算面積は紅茶生産量を修正係数として、8 年生（反収 1,200 kg）を 1 として、7 年生 0.83、6 年生 0.66 の係数を面積に乗じて算出した。
2. 労働費のうち雇用労賃は紅茶摘採夫の女子労賃 445 円で自家労賃は普通作物雇入れ労賃 男 600 円女 400 円平均 500 円を基準として夫々労働時間に乗じて算出した。
3. 地価は昭和 38 年度反当り上畑 60,000 円、中畑 40,000 円、下畑 25,000 円の中畑価格 4 万円を紅茶成園面積に乗じて算出した。
4. 固定資本は昭和 38 年度の建物、大農具現在価に紅茶負担割合を乗じて算出した。
5. 成園量は紅茶植栽年度から 5 年生にいたる総育成価である。

地を含めたグロスの投下資本によると 22~25%) と非常に高い。1 町~1 町 5 反層においても投資利廻りは 25% (土地含み 16%) で高い。しかし、D 層と E 層との投資効率の格差は、明らかに、E 層における収益性低下であり、表面的には「頭打ち」の現象を呈しているが、この点については後述する。階層間の投資効率の差はあるが、紅茶生産における平均資本効率の異常高は投資の大部分が労働であることを意味し、投資利廻りの異常高は鹿児島県における農業労働の低労賃を意味している。一方昭和 38 年時点では紅茶経営の収益性はかなり高いものであるといえよう。その原因の一つは、雇用労働力を個別農家ばらばらに行わずに、紅茶栽培農家の有限会社である共同会社が一括して雇入れを行ない、雇用労働力に対する需要の競争力を緩和し、雇用労賃の極度の上昇を防いでいる。また雇用労働力の往復をトラックで運搬するため、労賃の軽減に役立つとともに、雇用を比較的容易に入手している。ともあれ、全国農業雇用労賃 619 円にくらべて調査地は農業雇用労賃が 445 円と低いか

らである。二つは、投下資本すなわち、農機具施設（貯水樽等）の共同利用が多く、おのずから薬剤防除等の共同作業がなされ、固定資本の紅茶負担割合を少なくして、労働が軽減されている。三つは、紅茶園が1地域として、また一農家においても集団化が進み、管理作業、摘採労働、運搬時間等が軽減されている。四つは、育成価計算において、植栽年から3～4年まで中間作物として甘藷を間作しており、そのため1～2年は紅茶の地代は0となり、育成価が非常に低くなっている等々があげられる。

### ii) 紅茶の反当り収益性

前にみたように、1戸当り紅茶の収益性は、純収益、投資利廻り、1日当り家族労働報酬が高い水準にあることがわかった。紅茶の収益性が高いといつても、それは1単位当り資本の論理にもとづく地代部分と利潤部分の形成を可能にするものであるかまたその量的大きさ如何が問題である。また上層農（E層）における「頭打ち」の現象はどのように理解したらよいかをここでは検討する。第11表は紅茶成園反当りの収益性をしめしたものである。

第 11 表 紅茶成園面積規模別反当り収益性

階 層 区 分	1反以下 A	1～3反 B	3～5反 C	5反～1町 D	1～1.5町 E	平 均
(1) 収 量 (kg)	973.2	1,158.9	1,306.4	1,303.1	1,152.7	1,156.1
(2) 労 働 時 間 (時)	388.2	332.6	393.6	367.7	327.0	359.0
(3) 粗 収 入 (円)	48,838	54,883	63,202	64,157	57,851	56,135
(4) 生 産 費 (円)	36,390	33,516	39,135	38,112	38,314	36,045
肥 料 費	9,409	11,280	13,111	12,987	13,862	11,578
諸 材 料 費	395	304	361	676	1,240	454
防 除 費	985	684	745	1,092	760	808
成 園 償 却 費	967	967	967	967	967	967
建 物 機 械 償 却 費	949	1,158	870	623	2,769	1,156
(5) 労 働 費	23,685	19,124	23,444	21,767	18,715	21,149
(6) うち家族労働費	14,212	9,079	9,245	8,341	4,485	9,792
(7) 純 収 益 (円)	12,448	21,367	24,067	26,045	19,537	20,090
(8) 投 下 資 本 (百円)	712.5	767.3	627.5	595.0	774.4	702.7
成 園 費 本	28.8	28.9	28.9	29.0	29.1	29.0
流 動 資 本	337.5	417.0	227.9	201.2	399.2	322.7
	346.2	321.4	370.6	364.8	346.1	351.0
(9) 地 投 下 資 本 (百円)	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
(8)+(9)=(10) 総 投 下 資 本 (百円)	1,115.0	1,167.3	1,027.5	995.0	1,174.0	1,102.7
(11) 平 均 利 潤 (円)	6,837	7,384	5,985	5,660	7,453	6,737
(12) 地 代 (円)	5,611	13,983	18,082	20,385	12,084	13,353
(13) 収 益 紅 茶 園 価 格 (円)	86,323	215,123	278,185	313,615	185,908	205,430
(3)/(1) kg当り生葉価 格 (円)	50.18	47.36	48.38	49.23	50.19	48.56

資料：昭和39年8月実態調査個表により算出

- 注 1. 平均利潤は固定資本+流動資本に10%の利潤を見込む  
 2. 地代は純収益から上記の平均利潤部分を差引いたもの  
 3. 収益紅茶園価格は地代部分を6.5%の利率で資本還元したもの

調査した茶栽培農家22戸の平均反当り粗収入は56,135円、生産費36,045円を差引くと地代・利潤を含んだ純収益が20,090円となる。資本論理に擬制して、計算すると投下資本（固定資本+流動資本）に対する利廻りを10%として平均利潤6,737円を見積もり、これを純収益から差引くと

13,353 円の地代部分をうる。以上のように、算術的には平均利潤と地代部分が形成されるわけであるが、それは農家の企業的経営概念からもそういえるかどうか。それを紅茶園の理論的価格形成と農家の紅茶園評価額とを参酌して確かめてみたい。理論的な収益紅茶園価格を算出するため、地代部分を一般利子率で資本還元する。上記算出による地代部分 13,353 円を一般利子率 6.5% で資本還元すると、理論的収益紅茶園価格 205 千円 (第 7 表にもとづいて計算すると 170 千円) が算出される。同様な方法によつて成園規模別農家の収益紅茶園価格を算出すると、A 層 86 千円、B 層 210 千円、C 層 278 千円、D 層 314 千円、E 層 186 千円という値になる。いま調査農家 22 戸の紅茶園実際評価額をみると、まちまちであるがつぎのようにまとめられる。紅茶成園反当り評価額を 20~30 万円と答えたもの 4 戸、20 万円と答えたもの 9 戸、15 万円と答えたもの 5 戸、12~13 万円と答えたもの 2 戸、10 万円と答えたもの 2 戸となつており、農家の一定した紅茶成園価額は確かめがたいけれども、農家の紅茶成園評価額は大体 20~15 万円までのあいだぐらいとみてよく、理論的収益紅茶園価格 205 千円も農家の評価額に近い数字である。農家の茶成園評価額と階層別の理論的収益紅茶園価格をみると、A と E 階層は理論的収益紅茶園価格のほうが実際評価額を下まわつて紅茶生産の不利な状態を示しているが、他の階層では上まわつている。E 階層における反当り収益性の低下は紅茶上農層の上向運動の頭打ち現象と一応みることができ、それはどのように理解すればよいのか。E 階層の収益性構成の項目をみてもわかるように、E 階層の反当り生産費は C・D 階層とほぼ同じか低いぐらいである。Kg 当り生葉販売価格をみると、他の階層よりも高く、有利に販売している。それなのに、純収益、地代が低いのは何故なのか。それは、反当り全体の収入=粗収入が低いからである。粗収入が低いというのは生葉の反当り生産量が少ないからである。即ち茶上農層の収益性からみた「頭打ち」の現象はこの生葉反当り収量の低さに基因していることがわかる。生葉反当り収量の低さは、E 階層における絶対的生産力水準の低さを示すものであるのか。そうではない。紅茶は収穫した生葉をそのまま貯蔵することは困難であるから、収穫量はおのずから生葉を加工する工場規模によつて規制される。また紅茶の品種が同一で、栽培地が同一であると、茶の芽立ちが同一となり、収穫時に多量の労働力を要することとなるが、そのへんの労働力配分が合理的に行われていない。紅茶上農層の収益性の「頭打ち」は紅茶栽培の技術的水準によつて規制されておるわけであり、独占資本段階の絶対的「頭打ち」現象ではない。その証拠に第 12 表の農家意見にもしめされるように、茶上農層はまだ面積を拡大する上向化の姿勢をもっている。茶上農は現在の「頭打ち」の現象を打破するために、摘採時期の異なる品種の組合せ、栽培地を異なる所にもつていつて摘採時期をずらす方法、摘採機械の導入 (昭和 41 年度導入予定) 等々の技術的改善を試みつつある。それらの解決によつて茶上農は高い収益性をうることができるし「頭打ち」の現象を切開することができるだろう。独占資本の収奪 (低価格) に対して適応する技術をもっているのはやはり茶上農層である。価格が下ると、下つたことによる収益性の低下をカバーする技術的改善を施す可能性をもっているのも茶上農層である。また、茶上農層は茶栽培以外に、茶の加工過程を個別的に経営したり、あるいは共同経営の支配者となることによつて、独占資本の収奪を茶中農・下農層より緩和することができる。

だから、現在の上層農における「頭打ち」現象を収益性の側面だけから規定するのは誤りであり、「頭打ち」を打破する技術的可能性の度合を加えて規定しなければならない。「頭打ち」の論理は、現状の技術水準を一定と前提した場合のことであり、技術水準が変れば、その変り方の量・質によつて「頭打ち」の現象も変るのである。

#### 4. 独占資本と茶生産農家

独占資本と茶生産農家との関係は茶の価格形成のメカニズムとしてとらえることができる。

第 12 表 昭和 37 年度リンク販売紅茶原料代算出表

	区 分		金額(ポンド当り)	備 考
	リンク紅茶販売価格	A	202 円	
再製工場	再生ならびに販売経費 加工に販売経料 箱に加工料 包装資材代 運賃	B	15.30	再製工場(静岡)―消費地
			7.73	
			1.37	
			3.20	
			3.00	
	製品裸価格(A-B)	C	186.70	再製工場における裸価格
集荷団体 (経済連)	荒茶換算価格(F+E) 産地販売経費 取扱手数料 保管経費 運賃諸掛 荒茶工場販売価格(D-E)	D	174.80	製品歩留 93.63%
		E	19.14	
			10.10	
			4.52	
			4.52	
		F	155.66	鹿児島←静岡 kg 当り換算 342.45円
荒茶工場	荒茶工場経費 加工工賃 金利息負担 生葉買付可能価格 (生産者販売価格)	G	73.50	7~4月 10ヶ月間 日歩2銭6厘 (F-G)×22.2%(歩留り) kg 当り換算 40.17円 kg 当り換算 36.37円 荒茶工場企業利益 5%の時
			61.36	
			12.14	
			18.24	
		H'	16.53	

資料：鹿児島県経済農業協同組合連合会資料より作成。

現在調査地で栽培されている品種紅茶は、リンク茶といつて国内パッカー資本(紅茶を輸入して商品としてパッカーする商社=17社)の輸入紅茶量に応じて一定の割合で買上げられる仕組みとなっている。品種紅茶の価格は、農林省を仲介として、紅茶生産者側と全日本紅茶業協会(国内パッカー資本)の話し合いによつて基本的には決められるが、具体的には、三井・森永・明治・日本紅茶の4大会社(紅茶業協会内での価格決定の主役を演ずる)と生産者(県経済連)との取引となる。現在は国際的にも国内的にも原料供給過剰気味であるため、価格決定の主導権は国内パッカー資本に握られている。価格決定が資本の力におさえられるようなメカニズムのもとでは、一般に商品は買い叩かれるのが普通である。しかし、現在は、まだ農林省が紅茶輸入制限の権限をもっているの、いまのところ、形式的には紅茶価格形成のメカニズムのなかで国が形式的には資本の抑制作用をもっている。昭和37年度産品種紅茶の価格決定において、売り手の鹿児島県、三重県はリンク茶価格1ポンド当りA級250円、B級200円の平均価格220円を示したが、買い手の国内パッカー資本は品質が輸入品のセイロン紅茶1338号(国際的にはLow Mediumの格付け)と同級品であるとして、1338の輸入価格(関税35%を含めて252.73円)から関税従価35%を差引いた価格150円を主張した。そこで、農林省は両者の価格決定の斡旋にはいり、第12表のごとき計算によつて、1ポンド当り202円を提示して両者のおり合いをした。このおり合い価格202円は関税35%の現下では、紅茶1ポンド当り252.73円であるのだから、その差額(252.73円-202円)50.73円は国内パッカー資本が、国産の品種紅茶を買うことによつてモウケル商業利潤である。農林省の提示価格1ポンド当り202円は生産者生葉価格kg当り41円、荒茶加工工場販売価格kg当り342.45円の逆算計算によるものであるが、それには、農家の利潤・荒茶加工工場の利潤をいくりにしての結果であるということが含まれておらず、また示されていない。計算をそのまま信用するとすれば、利潤はそこには形成されないものとして計算されている。だから、1ポンド当り202円という価格は、形式上は農家、荒茶加工工場の生産価格を基準にして示されているように見せかけてはいるが、事実はその逆であり、国内パ

カー資本——県経済連準再製工場（荒茶加工工場からもつてきた多種の荒茶を紅茶パックカー資本に販売するために調合する工場）——荒茶加工工場——紅茶生産農家という支配のなかでの価格形成である。つまり、国内パックカー資本は、関税があるにもかかわらず、国産品種紅茶については、国産品種紅茶と同じ位の品質をもつ外国産紅茶の国際価格そのものを提示するが、生産者はその国際価格に関税をかけた実質価格を提示する。ここに力と力の関係が作用し、理論的には国際価格に関税をかけた実質価格が国産品種紅茶の買上価格であるわけであるが、国内パックカー資本がそれよりも低く紅茶を買うことによつて紅茶パックカー資本は利潤を得ているのである。このように、現在の紅茶価格は力の強い紅茶パックカー資本から漸次力の弱い下に向つて形成されてゆく仕組みとなつている。実例を鹿児島県の紅茶価格形成にもとめよう。

昭和38年度の鹿児島県品種紅茶のK当り平均単価を算出するとつぎのようになる。

総収入(71,434,970円)－総支出(9,379,622円)÷配分点数(20,352,779点)

＝配分単価 3円04銭89

総収入(主に販売金額)－総支出(主に出荷経費・出荷運賃・保管経費)

＝概算支払可能額 62,055,348円

配分単価3円×配分点数＝実支払概算額 61,058,337円

概算支払可能額－実支払概算額＝997,011円 残額(保有)

配分単価3円×総加工工場配分平均点数103.5点＝310円50銭 K当り平均単価

以上の計算方式は、まず、紅茶パックカー資本と経済連の取引(力関係)によつて総収入が決定される。その総収入は、経済連から日本紅茶業協会を通じて各パックカー商社へ見本(A・B・Cの三種類)が送られ、各商社は日本紅茶業協会に集つてそれぞれ、A・B・C三種類について値決めを行うが、最終的には4大パックカー資本である三井・森永・明治・日本紅茶のそれぞれの指値の平均によつてA・B・C紅茶の値段が決められる。その値段の決定は、経済連のそれぞれの希望価格から逸脱するものではないが、パックカー資本はA・B・C等級のなかで商品量の多いものは経済連の希望価格よりも安く買い、商品量の少ないものは経済連の希望価格と同じかまたはそれより高く買う場合もある。パックカー資本の力が経済連の力を上廻っているのが現状である。

総収入が決定されると、そこから、出荷経費・出荷運賃・保管経費等々の経済連費用が差引かれる。その残りの収入が、荒茶加工工場および農家に配分されるわけである。荒茶加工工場の総収入は、荒茶工場で生産された荒茶を経済連に収納するわけであるが、その商品について、1～200点までの格付が茶の識別専門者6名によつてなされ、その工場の総点数が決められる。そのようにして経済連出荷の総工場の総点数が決まると、前記計算式のごとく1点当りの価格が算出される。そして、この1点当り価格を工場の総点数にかけると、その工場の総収入が決まるのである。荒茶加工工場の総収入からその工場の加工費および利潤を差引くと、農家の生葉買入価格が決定されるのである。

荒茶加工工場の農家生葉の買入価格は、加工工場によつてまちまちであるが、調査部落の共同荒茶加工工場では、工場長・技術員(工場に雇われている)および摘採当日の栽培者によつて、生葉の格付を特等、1上等、1等、2等、3等、4等、5等、6等、等外の9等級に分け、それぞれ80円、60円、50円、45円、40円、35円、30円、25円、10円の価格を付しており、これによつて農家の生葉価格が決定されるのである。

荒茶工場のごとく商品が200点の多数に格付けされる価格形成のもとでは、工場の技術水準、生産力水準が価格形成に大きく影響する。例えば大型工場ほど荒茶価格は高い<sup>21)</sup>。このことは、格付等級は荒茶工場の場合より少ないが、農家の生葉価格形成の場合も同じようにいえる。即ち、茶生産力水

準が価格形成に強く影響するのである。

現在の農家の紅茶生葉価格は、国内パッカー資本、経済連、荒茶加工工場のあり方あるいは力関係および生産力水準によつて規定されている。

紅茶の価格形成のメカニズムにおいて国内パッカー資本が強大な力をもっている現状では、関税 35%の撤廃は農家の生葉価格に決定的な打撃を与えることになる。それは前掲したようにリンク紅茶 1 ポンド当り価格 202 円とセイロン紅茶 1388 の関税ぬき価格 150 円の差によつても、また農林省が、日本の品種紅茶に近いセイロンの 1388 紅茶について、コロンボ FOB 価格を日本 FOB 価格とみた生葉価格の試算を行つたら、生葉原価 kg 当り 31 円 67 銭となり、これを日本のリンク紅茶 41 円 51 銭とくらべると 24%の安値であつたことから打撃の大きさを今から知ることができる。

以上のように独占資本による紅茶の低価格形成のメカニズムは紅茶農家全体にとつての商業的農業の展開を緩慢にするものである。それは同じことであるが農民層分解の激化を緩慢にするということである。だが、そのことから、農民層分解の進行が停滞するというわけではない。低価格形成および価格の下落は下層農民に商業的農業経営者であることを困難にさせ、ゆくゆくはその作物を放棄するにいたる運命をたどらせる。上層農にあつては、低価格および価格の下落は一時的には打撃を受けるが、商業的農業経営者であることを止めようとはせず、改良技術の導入によつて、または下層農の放棄した作物（ここでは茶園）を買い集めることによつて、一層規模拡大した農業経営者であろうと努力するのである。この茶上農は資本をより多く投下しているので、価格下落にたいしても、また生産者間競争においても、そして独占資本の収奪にたいして自分の企業の拡大と強化のためにたたかわないでは生存できないのである。茶上農層は資本家的心理に貫かれているので、政治では独占資本に対抗しながらも完全に対抗しきれず、そのあとについていくことになる。即ち、独占資本による低価格・価格下落は農民層の分解を緩慢にするが、それはただ、分解の激化をおいかくしているだけであり、農民層分解はそのことによつて否定されるものではない。分解は両極に進行していくのである。

茶価格の低下、ケネディ関税一括引下げという貿易自由化段階のなかで調査した農家の意見がそれをよく物語っていると思う（第 13 表）。

紅茶作について今後どのようにやつていくかという質問に対して、紅茶作付面積規模 2 町以上層では全部がまだ紅茶作付を増大したいという意見であり、それも経営単位を 5 町規模に拡大して専業経営となり、紅茶のコスト・ダウンをやりたいという積極的姿勢がみられる。1 町～2 町層においても、若し摘採機が導入されるならば増反したいと考えている。それに対して、1 町以下層は 1 部の農家を除いて、現状維持として価格の動向を見定めて決めようとするものと、減反したいという傾向が圧倒的である。2 町以上の茶上農は、はつきりと増反は下層農が零落して手離すであろう低価格の茶園を集積してゆきたいといっている。

紅茶作はあなたの経営からみたら割のいい作物か どうかの質問にたいして、「割がいい」と答えたものは茶専業経営かあるいは他に特用作物を作っていない農家であつた。だから、「割がいい」という基準は普通作（甘藷）よりもよいということである。「割が悪い」と答えたものは煙草作農家であり、煙草にくらべてそういつているのである。だから、ここでは紅茶と煙草は農業の専門化をたどるとき、かならずおこる競合作物である。しかし、茶上農はもうその競合から脱皮して茶専業化している。

紅茶作付の増反・現状維持・減反はどのような価格基準でおこるのか。2 町以上層はもはや価格には関係なく止められないというところまで資本を投下している。1 町以下層は、増反の価格基準は大

第13表 紅茶作の今後についての意見

紅茶作規模	農家番号	紅茶作の今後について		紅茶経営の将来面積		紅茶作は割が		増減のkg当価格		自由化に対する対応策
		増・減・廃	理由	増	減	良	悪	普通	増	
2町以上	1	増	専業経営として自立 総収入を増加(現在専業経営) コスト低下のため	4町3反	○	○	○	○	価格に関係なく止められぬ	反収増加によるコスト低下
2町	2	増	人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(1町3反)	○	○			50~55円	?
1町	3	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	1町5反	○	○			50	反収増加
1町	4	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(9反)	○	○			40	茶の集団化 わからぬ 深考はよくない 浮来はよくない 緑茶へ転換したい 深考はよくない 価格維持を考えて 増反と反収増
1町	5	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(8反)	○	○			50~60	
1町	6	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	1町	○	○			40	
1町	7	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(7反)	○	○			40	
1町	8	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(6反)	○	○			50~60	
1町	9	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(5反)	○	○			60	
1町	10	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(4反)	○	○			50	
1町	11	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(3反)	○	○			40	
1町	12	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(2反)	○	○			40	
1町	13	増	専業経営として自立 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(1反)	○	○			40	
5反	14	増	管理が女から 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	1町	○	○			45~50	増収によるコスト低下
5反	15	増	管理が女から 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(4.5反)	○	○			30	緑茶へ転換
5反	16	増	管理が女から 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(3.5反)	○	○			50~70	労賃上昇で不安
5反	17	減	管理が女から 人手不足 摘採機導入でできれば増大 緑茶増反(1町)	(3.5反)	○	○			60	緑茶へ転換
3反	18	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	4反	○	○			60	深く考えていない
3反	19	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	6反	○	○			40	
3反	20	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(2.3反)	○	○			40	
3反	21	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(2.3反)	○	○			40	
3反	22	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(4.3反)	○	○			60	緑茶転換したい
3反	23	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(2反)	○	○			65	極端に値下りすると引抜く
3反	24	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(7反)	○	○			45~50	肥料・労力少なくて済む
3反	25	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(1.5反)	○	○			50~	コスト低下
3反	26	増	成園になつて取入がよかつたら 風・早害に強いから	(1反)	○	○			50	深く考えていない

資料：昭和39年8月 実態調査個表集計による。  
注 1. 紅茶栽培農家33戸のうち、調査不能7戸あつたので、26戸の調査結果であるから第9表の農家番号とは異なる。  
2. 農家番号の○は煙草農家である。

体 kg 当り 50~60 円にあり、減反の価格基準は kg 当り 30~40 円にある。その差 20 円の価格変動にはまず耐えられると考えているのである。

貿易自由化および関税引き下げによつて紅茶価格は減反価格基準まで下落するものと考えてよい。そのような状態になると予想されるにもかかわらず、下層農は関税引下げ、貿易自由化にたいしては余り敏感な反応をしめしていない。何故なら、下層農では茶がまだ経営のなかでの商品作物としての意義が弱いからである。ただ、上層農は積極的に反収増加によるコスト低下、あるいは面積増大によるコスト低下をやつて対応しようと考えている。

このように、独占資本による農民支配・農業支配は農村内部における上層農と下層農の態度を二分することになり、下層農は独占資本のエジキとなるために零落する運命を担い、上層農はますます技術を高めて商業的農業の担い手となろうとしている。

## 要 約

本稿は鹿児島県における一畑作地帯＝茶業地帯でみられる商業的農業の展開——農民層の分化・分解の形態・性格をどのように理解できるかという問題設定をおこなつて、調査部落の戸別農家を具体的に分析・考察したものである。

第 I 章では、部落総農家の視点から上向化する農家を検出し、その性格を明らかにした。

まず、階層別農家構成の変動を戦後の時期区分によつて考察し、日本経済の高度成長につれて、脱落・下向する 1 町以下の農家と上向する 2 町以上の農家が現われたことを明らかにした。下向と上向の二タイプの農家を検出したのち、下向農家と上向農家の性格を考察したら、下向する農家は旧自小作・小作農家であり、現在日雇農家であつたが、上向する農家は旧地主・自作上層であり、現在の専業農家・自営あるいは紅茶共同工場の役職員兼業農家であることがわかつた。そのように、現在の農家の下向化と上向化を条件づけたものは農地改革の在り方、即ちブルジョア的土地変革にあつたといえる。ブルジョア的土地変革では、商品生産にも多様性があらわれ、下層農の低級商品生産、中層農の窮迫的性格の多角経営、上層農の茶業・煙草等の専門型経営が形成された。そして、下層農の低い農家経済は経営主をも農業生産従事から追放することとなり、生産年令人口の広汎な農外流出となり、老人・婦女経営と化してますます零落の道を辿り「完全離農までの仮りの宿」となつた。

第 I 章で検出された上向農家は茶栽培農家であつたので、第 II 章では、茶栽培農家の視点から、茶上層農の性格と収益性の検討を通じて現在茶上層農の収益性からの頭打ちを考察し、それは農業の商業的展開における技術の未発達から起こる現象であつて、農民層の分化・分解の法則は否定されるものでないことを明らかにした。また茶業の展開における農民の新しい生産関係——富農と貧農の雇傭・被雇傭関係を明らかにし、雇われるものは、第 I 章で明らかにした「完全離農までの仮りの宿」としての農民経営者たちであつた。即ち、零細農は独占資本に対する相対的過剰人口として存在し、農業内部に於いては商業的農業の担い手である富農層の日雇い者として存在し、農外（独占資本）と農業（富農）に対して二重の役割を果している階層であることを明らかにした。さいごに、独占資本と茶生産農家との関係を、その結節点である茶価格形成のメカニズムをとおして明らかにした。

現在の紅茶価格は独占資本の主導権によつて決定されるので、低価格とならざるをえないが、この低価格は農民層の分化・分解を緩慢にはするが、激化しないだけである。しかし、その状態が長期化することによつて、農民への影響は、下層農に強く影響することとなり、脱農化にいたらしめるものである。そして、独占資本による貿易自由化——紅茶価格の下落は下層農での紅茶経営を困難・不可能にするが、上層農も勿論経営の圧迫は受けるけれどもそれに対応する技術の導入・改良・面積拡



大によつて、ますます、茶生産農家間の分化・分解をおしすすめようとする。それは上層農が今後紅茶作付面積を4～5町に増大して、コスト・ダウンをはかり、茶業専門経営をやつてゆきたいという「資本主義の精神」(Max Weber)からも知ることができる。このように、茶上農層が一般にいわれる「頭打ち」をのりこえてゆく条件は、限界地農業における特殊性、即ち、(1) 安定した兼業の場がないので、富農層は頭打ちを生じて簡単に兼業に転化しえない、(2) 畑地価が安く(全国畑地価の46%)、土地を拡大する条件がある、(3) 男子労働力は流出するが、後に劣悪な婦女労働力が滞留し、日雇労働力を求めることができると共に、それが低労賃であるということ等があげられる。

本稿は『農地改革によつて生じた農村の社会的経済的变化とその現状に関する調査研究(II)』(日本産業構造研究所)と『紅茶業の収益性に関する考察』(農村漁業金融公庫熊本支店)に報告したものを農民層の分化・分解の視点から再整理したものである。(昭和40年6月30日受理)

### 文 献

- 1) 山田盛太郎：土地制度史学，創刊号，2 p. (1958)
- 2) 石渡貞雄：土地制度史学，I—2，56 p. (1959)
- 3) 2) に同じ
- 4) 久留島陽三：土地制度史学，I—3，76 p. (1959)
- 5) 常盤政治：土地制度史学，III—4，1 p. (1961)
- 6) 5) に同じ
- 7) レーニン：レーニン全集，第3巻〔邦訳版以下同じ〕48 p.
- 8) 上原信博：土地制度史学，VII—1，3 p. (1964)．詳しくは上原信博：「産業と科学」第8号所収
- 9) 山田盛太郎：日本農業生産力構造，1 p. (1960)
- 10) レーニン：全集，第1巻 92 p.
- 11) 御園喜博：農業総合研究所，叢書第41号，(1956)
- 12) 宮田育郎：農地改革によつて生じた農村の社会的経済的变化とその現状に関する調査研究(II)，日本産業構造研究所，(1964)に対象地および調査部落の概要については詳細に述べているので本稿ではそれらについての概述は省略したので，上記拙稿を参照されたい。
- 13) 綿谷越夫：日本資本主義と農業，291 p. (1959)
- 14) 宮田育郎：鹿児島県管農類型別生産力分析，農業生産調査会 (1962) 参照
- 15) 菅間正朔：土地制度史学 I—2，16 p (1959)
- 16) カウッキー：『農業問題』上巻，岩波書店版，301 p.
- 17) レーニン：全集，第4巻，132 p.
- 18) カウッキー：農業問題，上巻，284 p.
- 19) レーニン：全集，第16巻，448 p.
- 20) レーニン：全集，第22巻，57 p.
- 21) 宮田育郎：紅茶業の収益性に関する考察，農林漁業金融公庫熊本支店，21～26 p. (1965)

### Résumé

The author has tried in the previous two chapters, to make an explanation, as fully and distinctly as possible, on the differentiation of peasantry after the Land Reform (Nōchi-kaikaku) in a certain upland farming district in Kagoshima prefecture. In other words, some efforts have been paid to ascertain what will enable us to judge the composition of and the interrelation between the top and the bottom groups of an upland farming district. In order to view intelligently the disintegration of peasantry, it is necessary for one to take the picture as a whole: the purchase of land, the issue of population from agriculture, introduction of machines, employments, the growth of commercial agriculture, and wage-labour.

In Chapter 1, what is aimed at by the author is to clarify, on the basis of the observed tendencies of the composition of farm households, the mutations of rural land and the growth

of commercial agriculture and the issue of population from agriculture, referring the variations in the scale of the cultivated land during the period 1945-1963, with the conceived intention of ascertaining the differentiation of peasantry.

The disintegration of the peasantry can be observed in two directly opposite types; there is the one into a poor peasant (abandonment of rural land and sale of labour-power), and, another, into a well-to-do peasant (purchase of rural land, introduction of the improved methods of farming, hiring of day-labourers, and the combining of agriculture with commercial and industrial enterprises <black-tea-enterprise>).

The well-to-do peasants in a rural community are the old landlords, self-managing directors and managers, having cultivation field of the black-tea-plant.

The poor peasants are the old owner-tenants and the day labourers. As for the relationship between the top groups of peasantry and the bottom one, this remains almost unchanged now, as in ages past.

In Chapter 2, The differentiation of peasantry cultivating a black-tea-plant is ascertained by means of a rural survey.

By the survey on production cost of black-tea-plant, it has been clearly shown that there has been no growth of the well-to-do peasants (1.0~1.5 ha area in size) cultivating a black-tea-plant.

In asserting thus, however, we do not deny the fact of the differentiation of peasantry at all: there is an extension of specialization in agriculture itself.

What is particularly noteworthy is the fact that it is commercial agriculture that is in swelling growth, now.

The complete lack of growth of the well-to-do peasantry is caused through the defects of the technique derived inevitably from the capitalist system in the cultivation of black-tea-plant.

Thus the differentiation of peasantry in the rural community can reasonably be said to have been expedited by the monopoly capitalism.